

競合先の取引先に対する特許権侵害告知と 不正競争防止法について

～知的財産高等裁判所 令和5年4月27日判決（令和4年（ネ）10111号）～

知的財産法研究会
弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士 富田 信雄
弁護士 小野 夏海

第1 事案

1 当事者

- (1) 控訴人（原審被告）＝特許権者：株式会社COOLKNOT JAPAN（以下「COOLKNOT」という。）
(2) 被控訴人（原審原告）：株式会社ツインズ（以下「ツインズ」という。）

2 概要

本件は、COOLKNOTが、ツインズの取引先に対して、ツインズの製造・販売する製品がCOOLKNOTの特許権を侵害している旨通知したところ、当該行為は不正競争防止法2条1項21号に定める不正競争行為であると主張し、ツインズがCOOLKNOTに対して同法に基づく差止及び不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

3 経緯

平成25年1月頃	ツインズが「キャタピラン」という「結ばない靴紐」を製造・販売開始
平成28年6月	COOLKNOTがツインズに対し、ツインズの製造・販売する「キャタピラン」が、COOLKNOTの保有する本件特許権 ¹ を侵害するとして、損害賠償請求訴訟を提起
平成29年3月29日	COOLKNOTの請求棄却。控訴
平成30年12月26日	COOLKNOTの損害賠償請求には理由があるとする中間判決の言い渡し ※キャタピランが本件特許権の技術的範囲に属することについて当事者間に争いなし

1 特許第5079926号 チューブ状ひも本体を備えたひも

令和元年5月頃	ツインズがキャタピランを設計変更した「キャタピラン+」を製造、販売
令和2年11月30日	COOLKNOTの請求を一部認容する判決
令和3年5月7日	COOLKNOTはツインズに対し、「キャタピラン+」が本件特許権を侵害するとして、その製造・販売等の差止等を求める仮処分を申立て
令和3年8月19日	COOLKNOTが、ツインズの取引先10社に対して、ツインズの製造・販売する「キャタピラン+」がCOOLKNOTの特許権を侵害している旨を通知（以下「本件告知行為」という。）

4 本件特許権

【特許番号】 特許第5079926号

【出願日】 平成24年7月4日

【登録日】 平成24年9月7日

【発明の名称】 チューブ状ひも本体を備えたひも

【本件特許発明の概要】

従来技術におけるこぶを有するひもは、いずれも弾性ゴムのコアを有しているが、こぶの両端部分と中心部分とに対応するゴムの部分の伸び縮み具合に違いがあった。つまり、同じ弾性のコアであっても伸び縮みが激しい部分とまったく伸び縮みしない部分とが共存し、その境界領域に高いひずみが蓄積され、ひずみが限界に達すると最終的には断裂に至る。ゴムのような比較的弱い素材に対してひずみが蓄積するような動作を必須とする点でこの技術には問題があった。

そこで、間隔をあけて繰返し配置され、自身に加えられる軸方向張力の大小によって径の大きさが変化するこぶを有する伸縮性素材からなるチューブ状ひも本体を備えたひもなどを提案する。本件発明によって、断裂しにくくかつ結ばなくとも緩みや弛みが生じにくい経済的および効率的に優れたひもを提供することが可能となる。（抜粋）

【特許請求の範囲】

- A ①間隔をあけて繰返し配置され、
 ②自身に加えられる軸方向張力の大小によって径の大きさが変化するこぶを有する
 ③伸縮性素材からなるチューブ状ひも本体と、
 B ①ひも本体のチューブ状構造によって構成される中心の管部分に非伸縮性素材からなり、
 ②こぶのコアを構成し、こぶの径変化に応じたこぶ両端距離の変化に追従するようこぶ対応部分にて丸められた中心ひもと、
 C を備えたひも

5 本件告知行為の概要

本件告知行為の内容は以下のとおりである²。

- ・ 知的財産高等裁判所において、キャタピラン等の製造が本件特許権を侵害する旨の判決が言い渡されたこと
- ・ ツインズが、当該判決を受け入れ、キャタピラン等の製造・販売が本件特許権侵害になるこ

2 東京地判 令和4年10月28日（令和3年（ワ）第22940号）参照